

スタシアサイカ ピタパ VISA カードキャッシュ一体型カード会員特約

第1条（本特約の目的）

本特約は、「スタシアサイカ ピタパ VISA カード」（以下「本カード」という。）において、別途定める『スタシアサイカ ピタパ VISA カード会員特約』に加えて、株式会社池田泉州銀行（以下「池田泉州銀行」という。）および株式会社池田泉州 VC（以下「池田泉州 VC」という。）間でのキャッシュカード機能ならびにクレジットカード機能・使用方法等について定めるものです。

第2条（本カード発行に伴う既存カードの取扱い）

「スタシアサイカ ピタパ VISA カード会員特約」第2条にて発行を認めた会員（以下、「一体型会員」という。）が本カードの発行前に保有していたキャッシュカードの機能は、一体型会員が本カードを利用した時点で失効するものとします。

第3条（本カードの機能）

第1項

一体型会員は、現金自動支払機または現金自動預払機において本カードを利用する場合においては、本カード表面に記載されているキャッシュカード機能とクレジットカード機能それぞれについての本カード挿入方向の指示に従って、キャッシュカード機能とクレジットカード機能との使い分けをするものとします。

第2項

前項の規定に従わず、一体型会員が本カードの挿入方向を間違えることにより希望取引以外の取引が発生した場合においても、一体型会員は、当該希望外取引に基づく債務についての支払義務を免れないものとします。

第3項

本カードのキャッシュカード機能にデビットカード機能が付加された場合において、一体型カード会員が、本カードのデビットカード機能およびクレジットカード機能の両機能を使用できる加盟店において本カードを利用してショッピングを行う場合には、本カード提示の際に、いずれの機能を利用するかについて、当該加盟店に申告するものとします。

第4条（業務の委託）

第1項

池田泉州銀行および池田泉州 VC は本カードの発行に関する業務を三井住友カードに委託することができるものとします。

第2項

三井住友カードは、前項の業務につき三井住友カードが指定する第三者に委託することができ、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を必要な保護措置を行ったうえで業務委託先に預託できるものとします。

(2018年9月現在)